

医療費の手続を忘れずに!!

【乳幼児医療費】

今年の4月1日から、乳幼児医療費受給資格証を医療機関の窓口で提示すれば、県内のほとんどの医療機関で、窓口支払いがなくてすむようになりました。

しかし、今年の3月31日までに医療機関を利用した分については、以前のとおり助成申請書の提出が必要になります。

3月31日までに医療機関を利用した分で、まだ提出していない助成申請書がありましたら、早急に役場窓口へ提出をお願いします。

【ひとり親家庭医療費】

現在交付されている受給者証の有効期限は、平成20年7月31日となっており、引き続き受給者証の交付を受けるには更新手続が必要です。

更新手続を行わないと8月1日以降の医療費の助成を受けることができませんので、忘れずに手続を行いましょ。

●受付日時

7月14日(月) 午前9時～午後5時30分
7月15日(火) 午前9時～午後5時30分

●受付場所 健康福祉課

●必要なもの

- *ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- *ひとり親家庭医療費受給者証(青色のカード)
- *受給者と児童の健康保険証
- *受給者と児童の戸籍謄本
(児童扶養手当受給者は除く)
- *児童扶養手当証書(手当受給者のみ)
- *平成20年度所得証明書(平成20年1月1日現在、他市町村に住所を有していた方のみ)
- *児童の父または母が障がい者の場合、診断書または障がい者手帳

【重度心身障害者医療費】

現在交付されている受給者証の有効期限は、平成20年7月31日となっており、引き続き受給者証の交付を受けるには更新手続が必要です。

更新手続を行わないと、8月1日以降の医療費の助成を受けることができませんので、忘れずに手続を行いましょ。

●受付日時

7月18日(金) 午前9時～午後5時30分
7月22日(火) 午前9時～午後5時30分
7月23日(水) 午前9時～午後7時

●受付場所 健康福祉課

●必要なもの

- *重度心身障害者医療費受給者証
(ピンクのカード)
- *障がい者手帳
- *健康保険証
- *印鑑

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934

小野町のまちづくり計画に参加しませんか？(ボランティア募集)

町では、今後のまちづくりの基本となる長期計画(以下「振興計画」とします。)の策定準備を進めています。

この振興計画は、10年後の小野町がどのようにあるべきなのかを考えるもので、多くの町民の声を反映していきたいと考えております。

ついては、この振興計画の策定にご協力いただけるボランティアを募集します。

みなさんの貴重なご意見をお願いいたします。

応募要項

町内に居住している方、町づくりに興味のある方、定期的な会議に参加できる方(会議は夜間に開催予定)

参加者は、応募者の中から選定させていただきます。

応募締切 7月31日まで

◆問い合わせ・申し込み 企画商工課 ☎72-6939